

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
○行政機関が発行する連携ICカードについて、運用方針・技術仕様を作成するとともに、公的サービスの広域連携を推進する。	内閣官房 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省連絡会議において、平成13年12月に運用指針、平成14年3月に技術仕様を申し合わせた。 ・広域的かつ先進的な12のアプリケーションシステムを開発、4地域での実証実験を実施し、地域連携ICカードシステムのモデルを構築した。 			

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
①行政委託型公益法人等改革の実施計画を決定する。(平成13年度内)	行政改革推進事務局 関係府省	平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定。	594法人に係る事務・事業、補助金等について、個別に措置内容を決定。 公益法人を使った行政についての透明化・合理化ルールを整備。		
①行政委託型公益法人等について実施計画に従って平成17年度末までのできるだけ早い時期に改革を実行する。	行政改革推進事務局 総務省 関係府省	関係府省において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)を具体化。 第156回通常国会に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」具体化のための10法案を提出。			③関係府省は、平成17年度末までのできるだけ早い時期に改革を実行する。このうち法律改正を要するものについては、平成15年度中に実施する。(行政改革推進事務局は、実施計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、フォローアップを行う。)
ハ. 規制改革					
①行政委託型公益法人等改革の実施計画を決定する。(平成13年度内)	行政改革推進事務局 関係府省	平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定。	594法人に係る事務・事業、補助金等について、個別に措置内容を決定。 公益法人を使った行政についての透明化・合理化ルールを整備。		

<p>①行政委託型公益法人等について実施計画に従って平成17年度末までのできるだけ早い時期に改革を実行する。</p>	<p>行政改革推進事務局 総務省 関係府省</p>	<p>関係府省において、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）を具体化。 第156回通常国会に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」具体化のための10法案を提出。</p>			<p>③関係府省は、平成17年度末までのできるだけ早い時期に改革を実行する。このうち法律改正を要するものについては、平成15年度中に実施する。（行政改革推進事務局は、実施計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、フォローアップを行う。）</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>①特殊法人等改革のための法制上の措置、その他必要な措置を最大限前倒しして実施する。（～平成17年度）</p>	<p>行政改革推進事務局 関係府省</p>	<p>「特殊法人等改革整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を具体化。 第156回国会に「特殊法人等整理合理化計画」具体化のための10法案を提出。</p>	<p>14年臨時国会までに対象163法人のうち118法人の廃止、独立行政法人化、民営化等に向け法改正等の所要の措置。 特殊法人等の役員給与を約1割、退職金を約3割削減。</p>	<p>道路関係4公団、政策金融機関などの改革の検討・具体化。</p>	<p>③関係府省は、遅くとも平成17年度末までに法制上の措置その他の必要な措置を講じ、整理合理化計画を実施する。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(4) 産業発掘戦略 (聖域を排した民業拡大) 関係府省は、国民の利益の観点にたち、徹底した行政改革を行い、特殊法人等や国営施設の見直し、民営化を推進する。</p>	<p>関係府省</p>	<p>特殊法人等改革整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の具体化を推進。自動車安全運転センター法の改正法案など特殊法人等整理合理化計画具体化のための10法案の国会提出。</p>	<p>徹底した事業見直しにより、14年度予算における特殊法人等向け財政支出を1.1兆円削減。15年度予算案においても2400億円削減。</p> <p>14年臨時国会までに対象163法人のうち118法人の組織形態について廃止、独立行政法人化、民営化等の措置。</p> <p>特殊法人等の役員給与を約1割、退職金を約3割削減。</p>	<p>道路関係4公団、政策金融機関などの改革の検討・具体化。</p>	<p>②③ 遅くとも平成17年度末までに法制上の措置その他の必要な措置を講じ、整理合理化計画を実施する。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
(郵政事業) ・公社化後の在り方については、上記「郵政三事業の在り方について考える懇談会」で1年程度かけ民営化問題を含めた具体的な検討を行う。	内閣官房 総務省	・平成14年9月、「郵政三事業の在り方について考える懇談会」が報告書を取りまとめ、公表した。	・報告書において、民営化を実施するとした場合の典型的類型、民営化するとした場合に留意すべき事項等、公社化後の在り方について考えるに当たった様々な論点が示された。		①第156回国国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 (上記①～③全て該当) ・懇談会報告書を踏まえ、国民的議論を進める。

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>○総人件費の抑制 ・地方における公務員給与のあり方 (注) 本件は、人事院に対して検討を要請しているものである。</p>	<p>人事院 総務省</p>	<p>・「地域における公務員給与の在り方の見直しを給与配分の適正化の観点から適切に進めていくためには、本府省と地方の配分や世代間の配分等にも目を配りながら、俸給制度や地域関連手当をはじめとする諸手当の在り方の抜本的な見直しを行う必要がある。地域における公務員給与の問題は、公務の労使など関係者が多く、また、各府省の人材確保や人事異動への配慮も必要であるほか、地方公共団体にも影響することなどから、幅広く深い検討を早急に必要とするものであり、人事院としては、学識経験者を中心とする研究会を直ちに設置し、関係各方面と幅広く意見交換しながら、早急に結論を得ることができるよう、具体的な検討を進めていく」旨、平成14年給与勧告の際の報告において言及。 ・平成14年9月には、学識経験者からなる「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会」を設置し、12回にわたって開催。(年度末時点、予定) ・同研究会では、平成15年3月3日に、これまで委員から出された意見を要約した「中間整理」をとりまとめ。(HP上で公表)</p>			<p>①本年5月頃を目途に、同研究会により基本的な方向について報告される予定であり、この報告を受けて、各方面の意見等を踏まえつつ、平成15年夏の人事院勧告における対応について検討することとしているところ。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二. 金融システム改革					
直接金融市場の整備／公的金融を見直す。	内閣官房、内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政諮問会議において、平成14年10月7日「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」を取りまとめ、更に、この基本方針に沿って、平成14年12月13日に「政策金融改革について」を取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策金融機関の大胆な統合集約化等、抜本的改革を3段階で進めていく方針を経済財政諮問会議として取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえつつ、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出し、金融資本市場の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～③経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。

D. 簡素で効率的な政府	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二. 金融システム改革					
<p>3. 不良債権の集中的な処理が行われる間における政策金融の活用</p> <p>政策金融については、不良債権の集中的な処理が行われる間においては、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期すため、市場本来の機能が最大限発揮されるよう適切な配慮を行った上で、セーフティ・ネットの整備、企業再生、金融機能の再生・発展等に政策金融を積極的に活用する。この観点を含め、その在り方について、経済財政諮問会議において、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って、引き続き検討を進め、年内に結論を得る。</p>	<p>内閣官房、 内閣府</p>	<p>・経済財政諮問会議において、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って、平成14年12月13日に「政策金融改革について」を取りまとめた。</p>	<p>・政策金融機関の大胆な統合集約化等、抜本的改革を3段階で進めていく方針を経済財政諮問会議として取りまとめた。</p>	<p>・現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえつつ、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出し、金融資本市場の効率化を図る。</p>	<p>・経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(4)産業発掘戦略 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・汎用受付等システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム整備中のため具体的な成果は発生していない。 		<ul style="list-style-type: none"> ①オンライン化対象手続の拡充に向けてシステムの改修作業を進める。 ②上記作業を継続 ③上記作業を継続
		<ul style="list-style-type: none"> ・電子認証局の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム整備中のため具体的な成果は発生していない。 		<ul style="list-style-type: none"> ①認証局の監査に向け準備を進める。 ②年末までに認証局の監査を実施 ③次期監査に向け準備を進める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様の作成中 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様の作成中のため具体的な成果は発生していない。 		<ul style="list-style-type: none"> ①標準仕様の作成を継続 ②上記作業を継続 ③平成15年度末までに作成を終了し、都道府県の警察機関に提示する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札・開札システムの整備に向け、資料招請等を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム整備中のため具体的な成果は発生していない。 		<ul style="list-style-type: none"> ①システム整備に向け作業を継続 ②上記作業を継続 ③平成15年度末に試験運用を開始する予定